

「個人情報取扱特記事項」

(総則)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、「個人情報」とは、尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。

(取得の制限)

第3条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい等の防止)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び委託者の事業所外への持出しの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用又は提供の禁止)

第5条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関する個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務等)

第7条 受託者は、この契約による業務に関する個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんその他この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じたことにより委託者に損害を与えたときは、契約書に定める損害賠償責任を負わなければならない。

(従事者への指導等)

第8条 受託者は、この契約による業務に従事している者又は従事していた者に対し、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らしめ、又は不当な目的に利用させてはならない。

2 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、又は教育するものとする。

(資料等の返還等)

第 9 条 受託者は、この契約による業務に関して委託者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した資料等（この契約による業務に係る個人情報情報が記録されたものに限る。）は、この契約終了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

(廃棄等)

第 10 条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(第三者へ委託する場合の措置)

第 11 条 受託者は、第三者に対してこの契約による業務の実施を委託し、又は請け負わせた場合にあっては、その責任において、当該第三者に対し、受託者がこの契約による業務に関する個人情報の適正な管理のために講じた措置と同程度の措置を講じさせなければならない。

(書類の提出)

第 12 条 受託者は、この契約による業務に従事する者を委託者に派遣する場合にあっては、あらかじめ、個人情報の適正な取扱いに関する誓約書その他委託者が必要と認める書類を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に従事する者に、従事する者の氏名、従事を開始する日、従事を終了する日及びこの特記事項を遵守する旨を記した確認書を提出させ、その確認書の写しを委託者に提出しなければならない。

(調査等)

第 13 条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 受託者は、前項の調査又は報告に協力するものとする。

(法令等の遵守)

第 14 条 前各条に定めるもののほか、受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び尼崎市個人情報保護条例等個人情報の保護に関する法令等（尼崎市の条例等を含む。）を遵守しなければならない。

「データ取扱特記事項」

(総則)

第1条 受託者は、データの保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、委託者の権利利益を侵害することのないよう、データを適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、「データ」、「システム」又は「アクセス」とは、それぞれ尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成17年尼崎市訓令第1号）第2条第4号、第5号又は第7号に規定するデータ、システム又はアクセスをいう。

(漏えい等の防止)

第3条 受託者は、この契約による業務に関するデータについて、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び委託者の事業所外への持出しの防止その他のデータの適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用又は提供の禁止)

第4条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関するデータを、この契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製又は複製の禁止)

第5条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関するデータを複製又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務等)

第6条 受託者は、この契約による業務に関するデータの滅失、き損若しくは改ざん又はコンピュータウイルス若しくは不正なアクセスによる委託者のシステムの破壊等その他この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じたことにより委託者に損害を与えたときは、契約書に定める損害賠償責任を負わなければならない。

(従事者への指導等)

第7条 受託者は、この契約による業務に従事している者又は従事していた者に対し、この契約による業務に関するデータの内容をみだりに他人に知らしめ、又は不当な目的に利用させてはならない。

2 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、データの保護に関し必要な事項を周知し、又は教育するものとする。

(資料等の返還等)

第8条 受託者は、この契約による業務に関して委託者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成したデータは、この契約終了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

(廃棄等)

第9条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関するデータについて、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

2 前項のデータに個人情報が含まれる場合は、受託者は、その廃棄又は消去が完了したことを証明する書面を委託者に提出しなければならない。

(第三者へ委託する場合の措置)

第10条 受託者は、第三者に対してこの契約による業務の実施を委託し、又は請け負わせた場合にあつては、その責任において、当該第三者に対し、受託者がこの契約による業務に関するデータの適正な管理のために講じた措置と同程度の措置を講じさせなければならない。

(書類の提出)

第11条 受託者は、この契約による業務に従事する者を委託者に派遣する場合にあつては、あらかじめ、データの適正な取扱いに関する誓約書その他委託者が必要と認める書類を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に従事する者に、従事する者の氏名、従事を開始する日、従事を終了する日及びこの特記事項を遵守する旨を記した確認書を提出させ、その確認書の写しを委託者に提出しなければならない。

(調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し、この契約による業務に係るデータの取扱いについて調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 受託者は、前項の調査又は報告に協力するものとする。

(法令等の遵守)

第13条 前各条に定めるもののほか、受託者は、尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程等データの保護に関する法令等(尼崎市の条例等を含む。)を遵守しなければならない。